○明石市高齢重度障害者医療費の助成に関する要綱

昭和58年４月１日制定

改正

平成４年１月１日制定
平成13年１月１日制定
平成14年10月１日制定
平成17年７月１日制定
平成20年３月12日制定

明石市高齢重度障害者医療費の助成に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、高齢重度障害者が、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療の給付を受け同法第67条に規定する一部負担金を支払う場合において、その一部を高齢重度障害者医療費として助成することにより、明石市重度障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第４号。以下「条例」という。）による助成の対象外とされていることとの調整を図り、その福祉増進と自立助長を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、高齢重度障害者とは、条例第１条の２第１号に規定する重度障害者のうち、条例第２条第１項第１号及び第２号に定める要件を備え、かつ、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者である者とする。

（医療費の助成）

第３条　市長は、高齢重度障害者が第１条に規定する高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金を支払う場合において、条例第２条第２項、条例第３条及び条例第４条に定める重度障害者に対する医療費の助成の例により、高齢重度障害者に対して医療費を助成する。ただし、特段の事由があると市長が認める場合はこの限りでない。

（申請）

第４条　高齢重度障害者医療費の助成を受けようとする高齢重度障害者は、高齢重度障害者医療費受給資格申請書（様式第１号）により、市長に申請してその認定を受けなければならない。

２　市長は前項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、第２条に規定する要件を備えていることを確認したときは、高齢重度障害者医療費受給者（以下「受給者」という。）として認定し、高齢重度障害者医療費受給者証（様式第２号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

３　受給者は、条例第１条の２第４号に規定する医療機関等から診療、薬剤の支給又は手当を受けようとするときは、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（受給者証の有効期限）

第５条　受給者証の有効期限は、毎年６月30日とする。ただし、有効期限前に受給資格を喪失する者については、この限りでない。

２　受給者が有効期限後も引き続き医療費の助成を受けることができる者であるときは、市長は、受給者の申請を待たずに受給者証の更新を行うことができる。

（助成の方法）

第６条　医療費の助成は、助成する額を医療機関等に支払うことによって行う。

２　前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に直接助成額を支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、高齢重度障害者の医療費の助成に関しては、条例の規定による重度障害者の医療費の助成の例による。

附　則

この要綱は、制定の日から施行し、昭和58年２月１日から適用する。

附　則（平成４年１月１日制定）

（施行期日等）

１　この要綱は、平成４年１月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の明石市高齢重度心身障害者特別医療費支給要綱（以下「改正後の要綱」という。）第１条及び次項の規定は、平成４年１月１日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（経過措置）

３　この要綱の施行の日から平成５年３月31日までの間は、改正後の要綱第１条中「同法第28条及び第28条の２」とあるのは、「老人保健法等の一部を改正する法律（平成３年法律第89号）附則第５号の規定により読み替えられた老人保健法第28条」とする。

附　則（平成13年１月１日制定）

（施行期日）

１　この要綱は、平成13年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の明石市高齢重度心身障害者特別医療費支給要綱第１条の規定は、平成13年１月１日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成14年10月１日制定）

（施行期日）

１　この要綱は、平成14年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の明石市高齢重度心身障害者特別医療費支給要綱（以下「改正後の要綱」という。）第１条及び第２条の規定は、平成14年10月１日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

３　改正後の要綱第２条の規定の適用については、施行日の前日において70歳以上である者（施行日において75歳以上である者を除く。）については施行日からその者が75歳以上の者に該当するに至つた日の属する月の末日（その者が75歳以上の者に該当するに至つた日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間は、その者を75歳以上の者とみなす。

附　則（平成17年７月１日制定）

（施行期日）

１　この要綱は、平成17年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の明石市高齢重度障害者医療費の助成に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）は、平成17年７月１日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成20年３月12日制定）

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

別記様式（省略）